

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示案（仮称）について（概要）」に対して寄せられた御意見等について

令和2年3月27日
厚生労働省
子ども家庭局
母子保健課

厚生労働省では、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示案について、令和2年2月4日から令和2年3月4日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼を申し上げます。

御意見の内容	当省の考え方
自治体で妊婦健康診査の結果が確認され、妊婦支援にも活用することを期待しているが、一方で、現行の様式においては、医療機関から返される結果の項目は限定されている。本告示案を実施する以前に、医療機関に対して、一律に各検査項目の結果を市町村に提供する体制を整えてほしい。	妊婦健康診査に関し、医療機関から市町村へ提供する検査項目については、別途通知する予定である。
妊婦に対する妊娠糖尿病や高血圧症候群の予防のための保健指導強化を図る際に、妊婦健康診査の検査データをタイムリーに把握することが重要と考え、市町村から都道府県へ、受診券に血液、血圧等の検査データ記載欄を設ける等情報提供をしてほしい旨要望してきたが、実現が難しい状況である。 市町村に努力義務が規定されることが状況を変える突破口になればと期待する半面、市町村よりも医療機関や都道府県への何らかの働きかけが進まない限り、現状は変わらないのではないかな。	妊婦健康診査に関し、医療機関から市町村へ提供する検査項目については、別途通知する予定であり、通知予定先には都道府県や関係団体も含まれている。
本人のみならず、市町村が妊婦健康診査の情報を得る理由が不明だが、妊婦健康診査情報を市町村がどのように活用することを想定しているのか。また、個人情報等の観点から、妊婦健康	妊婦健康診査については、母子保健法に基づき市町村が主体となって実施していただいているところであり、妊産婦に対する保健指導の充実などに活かすことや、Personal Health Recordの観点から、市

診査情報を市町村が入手する事に問題はないのか。	町村において情報を保存し、かつ、本人に提供するという形で役立てられると考えている。 また、個人情報の観点においては、妊婦健康診査と同様に母子保健法に基づき実施される乳幼児健診については、市町村で集団健診の形式で実施されることが多く、乳幼児健康診査の情報等は市町村において適切に管理されているものと承知しており、委託先の医療機関から提供される妊婦健康診査の情報も同様に扱われるものと考えている。
本件改正の内容に直接関係のない御意見 1 件	今後の施策の参考とさせていただきます。